

枚方市監査委員告示第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定により監査の結果に関する報告及び意見を次のとおり公表する。

令和 3 年（2021 年）3 月 29 日

枚方市監査委員	勝	山	武	彦
同	分	林	義	一
同	漆	原	周	義
同	藤	田	幸	久

1. 監査の対象

(1) 対象部課

市立ひらかた病院事務局 経営管理室総務課
経営管理室経営企画課
医事課

(2) 対象事務

令和2年度（2020年度）における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査の期間

令和2年（2020年）12月1日（火）から令和3年（2021年）3月26日（金）まで

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

[総務課]

○医師等の確保や負担軽減等に係る取組及び総務課の事務手続について

市立ひらかた病院では、収益力向上のため医師・看護師等の確保を進めるとともに、医療従事者の負担軽減及び処遇改善に関する取組を行っている。こうした中で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、北河内医療圏において唯一の第二種感染症指定医療機関として、感染症病床を増床し、長期に渡り多くの新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行っており、医療従事者は、極度の緊張感の中、感染リスクが最も高い医療現場の最前線で昼夜を問わず対応に当たっている。市立ひらかた病院としても感染症患者等に接して行った業務に対しての特殊勤務手当の拡充やメンタルヘルスに関する支援チームの立上げなどの取組が行われているが、今後も、より一層医療従事者の負担軽減等を図るよう要望する。

また、総務課では、地域医療支援等のために実施している地域の医療機関の診療業務に関する協力について、協定に係る事務を行っているが、協定書が締結されていないものや締結に当たったの決裁処理が行われていないものなどがあつた。今後は、協定に係る事務を適切に執行するよう要望する。

[経営企画課・医事課]

○医療情報システムに係る契約事務について

市立ひらかた病院では、電子カルテシステムや医事会計システムなど、患者の個人情報を取り扱う医療情報システムを導入しており、同システムの企画及び運営に関する事務は医事課、医療に関わる検査委託や薬品の購入など、一部の契約事務を経営企画課が所管している。

医療情報システムの保守契約には、情報セキュリティ要件が仕様書に規定されていないものや、個人情報保護に関する特記仕様書が添付されず、誓約書等も提出されていないものが多数あった。

また、記録媒体を内蔵する機器の修理等においては、守秘義務契約を締結する等、秘密保持体制の確認等が行われていない事例があった。

医療情報システムで取り扱う診断結果などは、配慮を要する個人情報であり、特に高い機密性が求められている。

今後は、枚方市個人情報保護条例及び枚方市情報セキュリティポリシー等を遵守するとともに、適正に事務を執行するよう要望する。

[医事課]

○人間ドック等に係る検診料について

医事課では、人間ドック検診に関する事務を分掌し、複数の健康保険組合等と契約を締結しているが、その内の一団体については、市立ひらかた病院の使用料、手数料等に関する規程と異なる検診料で契約しており、規程と異なる金額とするために必要な手続は行っていなかった。

今後は、必要な措置を講じるなど、適正に事務を執行するよう要望する。